

第9号議案

中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出

中間市長 松下 俊男

中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例（昭和28年中間市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「法第109条第4項若しくは第5項、法第109条の2第4項又は法第110条第4項」を「法第109条第5項又は第115条の2」に、「又は特別委員会」を「若しくは特別委員会又は議会」に改め、同条第4号中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「証人等」とは次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第109条第5項又は第115条の2</u>の規定により、議会の常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会又は議会が意見を聴くため公聴会に参加を求め、若しくは参考人として出頭を求めた者</p> <p>(4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>の規定により農業委員会が出頭を求めた者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「証人等」とは次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第109条第4項若しくは第5項、法第109条の2第4項又は法第110条第4項</u>の規定により、議会の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会が意見を聴くため公聴会に参加を求め、若しくは参考人として出頭を求めた者</p> <p>(4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第4項</u>の規定により農業委員会が出頭を求めた者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> |